

## 第9回日野町議会定例会会議録

平成25年12月20日(第4日)

開会 9時40分

閉会 12時42分

### 1. 出席議員(12名)

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 村島茂男 | 9番  | 西澤正治 |
| 2番 | 中西佳子 | 10番 | 東正幸  |
| 3番 | 齋藤光弘 | 11番 | 池元法子 |
| 5番 | 蒲生行正 | 12番 | 平山敏夫 |
| 6番 | 富田幸  | 13番 | 對中芳喜 |
| 7番 | 高橋涉  | 14番 | 杉浦和人 |

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員(1名)

8番 小林宏(欠席)

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 町長     | 藤澤直広 | 副町長    | 平尾義明 |
| 教育長    | 奥村薫  | 教育次長   | 岡常夫  |
| 総務課長   | 池内俊宏 | 企画振興課長 | 高橋正一 |
| 税務課長   | 山田繁雄 | 住民課長   | 川東昭男 |
| 福祉課長   | 壁田文  | 介護支援課長 | 西沢雅裕 |
| 農林課長   | 高岡良三 | 商工観光課長 | 森口雄司 |
| 建設計画課長 | 岸村義文 | 上下水道課長 | 中井宣夫 |
| 生涯学習課長 | 福永豊  | 会計管理者  | 西川光夫 |

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 沢田友男 総務課主査 山添史郎

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 87号から議第 107号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか 20件）および請願第 9号（T P P交渉からの撤退を求める請願）について  
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 110号 日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 3 議第 111号 平成 25年度日野町一般会計補正予算（第 6号）  
〔質疑・討論・採決〕
- 〃 4 決議案第 3号 2014年介護保険制度改革に向けた意見書決議について
- 〃 5 議員派遣について
- 〃 6 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議の概要

－開会 9時40分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第87号から議第107号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか20件）および請願第9号（T P P交渉からの撤退を求める請願）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任副委員長 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** おはようございます。それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月13日午後2時より、第2委員会室において総務常任委員会を開催、出席者は委員8名と執行側より藤澤町長をはじめ担当職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、本会議から付託案件6件について審議に入りました。

まず、議第87号、東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更について、質疑に入りました。

委員より、よく分からないので内容の説明をお願いしたい。総務課長より、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、火薬類取締法による煙火の消費許可などを市町に権限委譲され実施されてきたが、県内では、東近江地域以外では犬上郡の3町以外は全て消防本部で事務を行っていることから、今回、東近江行政組合で事務を共同処理することとするもの。これにより、従来は花火の打ち上げに際し、火薬類取締法による許可等の申請は日野町へ、火災予防法の届出は消防署に提出されていたものが、消防本部へ一括提出となるとの説明。

次に、議第89号、滋賀県市町土地開発公社の解散について、質疑に入りました。

委員より、財産の配分予定について出資が20万で配分が27万9,000円。この差は利子か。総務課長より、残余財産として全体で出資が620万円あり、日野町の出資が20万円。また、平成26年3月31日で利子等の現金が全体で約248万円となる見込みで出資率に応じて処分され、その額が約7万9,000円となる予定です。

次に、議第91号、日野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、質疑に入り、委員より、町単独事業についても元気交付金は使えると思うが、基準はあるのか。25年度の3億を例にして説明して下さい。総務課長より、元気臨時交付金の

充当につきましては、25年度では、現在執行している分について、充当できるものは全て充当している。また、将来の財政運営の健全化を図るため交付税措置のない地方債の借入れをやめ、また、元気交付金を充当したために出てきた一般財源は起債の繰り上げ償還に活用している。今年度充当できずに余った分を基金として積み、26年度に活用するものです。当然重要度の高いものから充当していきます。

委員より、こぼと園の建築に活用できないのか。総務課長より、国の補助金事業には充当できない。

委員より、国庫負担の割合が定まっているものと定まっていないものはどう違うか。総務課長より、26年度は適償性のある町単独事業にしか充当できない。

委員より、26年度事業は起債ができるものなら充当できるのか。総務課長より、充当できる。

他の委員より、西大路鎌掛線は使えないのか。町長より、24年度に13億円繰り越した。アベノミクスで、国庫補助事業以外にこの交付金を使って公共事業をもっとやれということだ。

次に、議第93号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第94号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定については質疑はなかったが、税務課長より、全協での説明時に延滞金の特例基準割合が市場金利の平均から1パーセントと言っていたが、12月12日付財務大臣の告示で0.9パーセントとなったとの訂正があり、次の議第107号、平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算についても質疑なく、討論ありませんでしたので一括採決をし、全員賛成、原案どおり可決しました。

その後、旧正野薬店包装場の再建築補正予算上程にかかる意見交換を持ちました。

委員より、解体した後の残材には、建具とか古文書などの資料はどのくらい残っているのか。山中邸の活用や日野商人館との連携等、全て生涯学習課だが、観光という面でも活用願いたい。生涯学習課長より、部材と建具は旧南比都佐公民館で保管している。多くの書物などは文化財資料室で保管しているので、今後資料としてしっかり活用していきたい。山中邸から正野薬店、日野商人館の3箇所を結んだ歴史と観光を連携させていきたい。

委員より、ひなまつり紀行とか日野祭など観光面でも活用してはどうか。生涯学習課長より、役場関係各課で調整して連携し有効な活用を図っていきたい。

議長より、20日に唐突に提案されても、時間がなく審議ができないといけないので事前に意見交換の場を設けたということですが、いくつか問題点を指摘されたので、20日までにきちっと答弁できるようにしていただきたい。包装場の3点セットと言われる薬店と東の蔵も文化財登録を抹消されるのか。解体してしまったのは前の話なので時効になるかもしれないが、刑法261条の器物損壊罪の罰則規定は、3年

以下の懲役もしくは30万円以下の罰金となっている。ところが、文化財保護法195条1項には、破損よりも刑が重い5年以下となっている。ある意味では、人的なミスということで行政が紛らわしいことになったということに不安を覚えるが、提案されるまでにこの事を調べて、質疑があればきちっと答弁いただきたい。今回の場合は人的ミスにより起こったわけで、補助金といっても当然税金であり、貴重な税金を使っていくので、納税者に対して理解を得られるかどうか。町長がよく言われるように、広く住民に知らしめて判断を仰ぐということも大事かなと思う。最近、町政に対する不満や不安を持っている方もいるので、ややもすると補助金以外の財源について、監査請求を求められたら、最悪の場合、町長もそれに応えるという姿勢で提案していかないと、議会としても判断をしないといけませんが、法律に触れるようなことになれば議会も認めたのではないかなってはいけないので、きちっとしていただきたい。訴訟があっても、私が受けて立ちますと、町長が弁明されたのであれば、議会もやむなく承認したという事になりますし、議長の思いとして意見を申し上げておきますので、20日までに慎重なる内部での検討をお願いします。生涯学習課長より、登録の抹消は包装場のみです。復元は当初から文化庁と約束事項であり、今回単費分を補助金活用ができるということです。藤澤町長より、監査請求があるとすれば受けなければならないと思う。住民と対決するような思いはなく、年間予算80億円の大切なお金を使わせていただいております、当然全てに責任を持つことになる。

委員より、私が決算委員長のときに、文化庁に頭を下げて許してもらおうということだったが、それは無理だということだと思うが、住民に経過を説明しないといけないと思う。議員も何をしていたのかと言われる。再建しなくてはいけないのは理解している。

他の委員より、文化財に対する甘さがあったかもしれないが、もとへ戻すという姿勢は大事だ。また、建てたからには活用もしっかりとすべきだ。平成21年から23年には、我々みんなも追認してきた。県はどう言っているのか。薬店と蔵は登録文化財として残るが、他にも登録文化財はあるのか。生涯学習課長より、平成16年から22年の間、文化庁、県からどうするのかと言われ続けた。平成22年に再建築に係る調査を行い3,700万円という額が出た。この報告は県および文化庁に提出している。私は平成23年に引き継いだら、非常に厳しい状況であったことから、できれば再建を断念することの報告に文化庁へ出向いた。その後、調査をする中で町の責任として当初の約束を守るべく再建しなくてはいけないことを痛感した。また、登録有形文化財建造物の数は、日野商人館の6棟と正野薬店の3棟です。

委員より、インドの人も田舎体験の中学生も薬業や歴史に対する質問が多い。そういう学習の場にも活用してほしい。薬の調合場の再現とかもしてほしい。

3時ちょうど意見交換を打ち切り、町長の閉会の挨拶をいただき、3時3分、委員会を閉会しました。

以上で総務常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** それでは、平成25年第9回定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月16日午後1時57分より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員7名、小林委員は欠席でございました。と杉浦議長、執行側より藤澤町長、平尾副町長および関係職員の出席のもと、町長および議長の挨拶を受け、本委員会に付託されました議第90号、日野町営土地改良事業の一部変更についてほか4件についてを議題に順次審議に入りました。

付託案件議第90号、日野町営土地改良事業の一部変更について。

委員より、荒廃等により受益面積全体が減ってきている。年間所要額も減少している。ところが、日野町の負担については減少するのではなく、老朽化した施設の維持補修等で増えている。整理して説明をしていただきたい。答弁として、当町の受益面積は135ha減少している。当初計画面積と比べ東部農道や蓮花寺バイパス、必佐バイパス等による農地転用や、ほ場整備事業から外れた部分を合わせて減少している。経費については二十数年経過している施設の修繕等がかさんできている。2市2町で構成しているが、近江八幡市と1市2町の負担割合に差があり、日野町の受益面積が多いので負担が増となりました。

委員より、畑地の面積には変更がない。北山パイロット事業で開拓された畑地のうち、ブルーメの丘が造成された分は減っていないのか。答弁として、日野川流域土地改良区に確認したところ、ブルーメの丘の部分については当初からカウントされていないとのことであり、今回の変更には含まれていません。当初のままの面積でカウントしています。

委員より、水利費の未納はどれくらいあるのか。どのように対応されているのか。答弁として、平成24年度決算において、近江八幡市で12万2,340円、上3市町全体で164万100円が未納となっています。

委員より、日野町の年間所要額は分かるが、2市2町の変更前・変更後の内訳と積算根拠は何か。変更内容について、年間所要額相当の2億272万6,000円のうち近江八幡市、東近江市、竜王町のそれぞれの額はどうなっているのか。また、変更後の1億8,241万4,000円の額についても知りたい。明確にしてあれば、根拠が出てくる。日野町のみだけ数値を出されても積算根拠が分かりません。答弁として、日野川流域土地改良区に確認して報告します、でありましたが、時間中に報告できなかったため、本日20日の全員協議会の場で説明することになりました。

次に議第96号、日野町農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

委員より、基本料金月額1,800円は内税であったが、1,710円となったことについて説明をいただきたい。答弁として、新旧対照表の18ページをご覧ください。旧の表では、基本料金が月額1,800円、人数割料金が一般住宅で250円となっています。新の表では、基本料金が月額1,710円、人数割料金が一般住宅で235円となっています。1,800円、250円は内税であり、1.05で割り戻すと、基本料金は1,714円、人数割料金は238円になりますが、1,714円を1,710円に、238円を235円にするものです。

ほかに質疑なく、次に議第99号、日野町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、質疑なく、次に議第102号、平成25年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行いました。

委員より、繰上償還について、それ以外の起債で2パーセントと匹敵するもの、今後これだけは償還していこうと考えているものはあるか、全体が分かるように説明してもらいたい。2パーセント台のものばかりなのか。それより若干高いものもあると思われるがどうか。答弁として、繰上償還については資本平準化債として借り入れたもののうち、特に年利の高い年利2.1パーセントと1.97パーセントで借り入れたものを償還するものである。今後の具体的な計画はないが、財政当局と調整しながら有利な条件であれば計画をしていきたい。政府借入債では、年利率5パーセント以上のものはおおむね繰上償還を完了している。総務省からの指導があれば引き続き繰上償還を行っていきたい。また、普通会計利率別借入高の状況については、決算資料に添付している。平成18年度決算で公債費負担比率が18パーセントを超え、公債費負担適正化計画を策定し補償金免除で繰上償還を順次行ってきたので、現在5パーセント以上のものについてはありません。政府系借入債で4.5パーセントから5パーセントまでのものも一部あり、2パーセント以上のものも残っている。民間系の縁故地方債は順次繰上償還を行い、2パーセントを超えるものはない。特別会計においては、政府債で2パーセントを超えて5パーセントまでのものは一部残っているが、今回の繰上償還により、公共下水道債では2.05パーセントが1件残ることになります。

委員より、総務省の指導、指示がないと返せないのか。答弁として、政府債は政府財政投融资の関係で、町で一方的にできない。縁故債は借入相手先との交渉が整えば繰上償還や借りかえができます。

委員より、今年度下水道事業の進捗状況と来年度の計画について聞きたい。答弁として、今年度は、3団地についてさつき台を中心に計画通り実施している。舗装復旧も順次実施しております。来年度はさつき台の管路工の一部残事業の実施と大谷で管路工の一部を実施、曙とさつき台の舗装復旧に取り組みたいと考えている。

ほかに質疑なく、続いて議第103号、平成25年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題に、質疑に入りました。

委員より、事項別明細書77ページの施設加入負担金について、砂川地区で2件あったとの説明であったが、どこになるのか。答弁として、下駒月で2件の加入がありました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入りました。討論なく、採決に入り、全員起立により当委員会に付託されました議第90号、日野町営土地改良事業の一部変更についてほか4件については、原案のとおり可決するものと決しました。

以上で提出案件のうち、本委員会に付託のありました案件の審査を終わり、町長の挨拶を受け、執行部退席の後、午後2時43分、暫時休憩に入りました。

午後2時55分、会議を再開し、本委員会に付託されました請願第9号、T P P交渉からの撤退を求める請願についてを議題とし、紹介議員からの趣旨説明を受け、質疑に入りました。

質疑ならびに意見交換のやり取りは、その請願書に記載されている文言や、請願項目の1、T P P交渉の内容を国民に公表すること。2、政府はT P P交渉から撤退すること。これらに質疑が集中しました。また、中で、県内市町でも同様の請願が出されているか否かの問いについては、日野町を除く5町に確認したところ、3町は提出されておらず、残り2町は委員会、本会議で不採択になったとの報告が事務局よりなされました。

これ以上質疑なく、審議を終わり、討論に入りました。初めに、反対討論でありましたが、今、政府で重要農産物5項目について粘り強く交渉をしている。どれだけの期待が持てるかは別にして、後押しする請願の方が必要であると考え、撤退するのではなくしっかり守ってもらいたいと意思表示を行う方が大事である。

続きまして賛成討論であります。今月末に請願書を出さなければ3月議会までに確定する。日野町の現状を見て、確定すれば農業が育たないのに拍車がかかる。荒廃する。現状を死守する必要は確実にある。町としての請願であり、出すべきである。

ほかに討論なく、採決に入りました。採決の結果、採択3名、不採択3名の同数となりました。同数の場合は、委員会条例により委員長の判断で決するとされており、委員長は反対討論を指示し、T P P交渉から撤退するのではなく、もう少しの内容に訂正が加わればともかく、請願そのものに採択はしかねると判断する。よって、請願第9号、T P P交渉から撤退を求める請願は不採択と決しました。

以上で請願審査を終了し、午後3時25分、委員会を終了しました。

これで、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** 平成25年第9回定例会での厚生常任委員会委員長報告をいたします。

去る12月16日午前8時58分より4階委員会室におきまして、執行側より藤澤町長、平尾副町長、山田税務課長、壁田福祉課長、中井上下水道課長、川東住民課長、西沢介護支援課長、池内総務課長、関係いたします職員の方の出席、また議会より委員全員の出席のもとに委員会を開きました。

まず、町長の挨拶をいただき、会議に入りました。今回、当委員会に付託されました案件は9件であります。議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず議第88号、八日市布引ライフ組合の共同処理する事務および規約の変更についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、市町の加入や脱退について、地元との約束に対して影響はないのか。住民課より、今回、新たに建設される布引斎苑に東近江市の一部、旧愛東町、旧湖東町が加入することになる。広域組合への加入・脱退については、その都度協議されることになる。

委員より、八日市布引ライフ組合また、八日市布引ライフ組合議会で協議されていないのか。住民課より、組合では担当課長会、管理者会で協議され、また議会でも議論をされた。

委員より、構成市町で決まったことだからとなることを、また、そのようなことになること、中部清掃組合にも影響を及ぼすことから心配をする。住民課より、地元の協議が優先されるべきと考えていることから、行政の判断だけで加入・脱退が決まることはない。

委員より、広域組合の出入りがあると負担割合が変更される。建設費用の場合、後入りの市町はその分を負担する。脱退の場合は、施設等を残していることから、その分を整理する必要がある。住民課より、布引斎苑の場合、現在の敷地内に新施設を建設し平成30年から供用開始の予定である。この建設に伴う費用は新加入の市町が負担することになる。

委員より、布引斎苑の建設時、隣接する北脇地区にも説明があり、中部清掃組合日野清掃センター建設時には、東近江市の瓜生津・土器地区にも説明がなされたが、今回、北脇地区への説明はどのようになっているか。住民課より、現在説明はできていない。時期が来たら北脇地区に説明する。

9時11分、議第88号の質疑を終了し、議第92号、日野町子ども・子育て会議条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、第3条第2項第5号、その他町長が認める者ということで育成町民会議議長や公民館長であったが、第3号に該当するのではないか。福祉課より、直接

子育てにかかわりはないが、子育て支援に理解があることから、その他で選出する予定である。

委員より、公募はないのか。福祉課より、公募は行わない。

委員より、保育所の基準はあまり下げなく、また、公立で実施できないか。福祉課より、会議の審査内容については国の基準も検討されており、地域の声を吸い上げ、現在の状況を確保し、実情に合った基準を期待している。

委員より、小規模園については、保育士は半分でよいことも考えられ不安である。自治体の裁量となっている部分もあるので、子育てに厚い日野町らしいものとなるよう要望する。福祉課より、現在、国の子育てで会議で基準が議論中で、子育てや家庭保育等、さまざまな基準があるが、町の裁量の部分があることから、工夫をしていく。

9時20分、議第92号の質疑を終了し、議第95号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。質疑なく終了し、議第97号、日野町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、消費税増税に反対の立場から今年水道料金を値下げしたのに関わらず、実質値上げとなる。町長より、値下げの議論をしたとき、消費税も想定していた。だから10パーセントの値下げをやることとなり、実質消費税が上がっても5パーセントとなることで、現況では順調に想定内で推移をしている。消費税の問題は国の問題であり、町の考えることとは区分けして考える必要がある。国の制度で補完できない部分は町として協議する事が大事だと思う。

9時27分、質疑を終了し、議第98号、日野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに入りました。質疑なく、議第101号、平成25年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についても質疑なく、終了いたしました。議第104号、平成25年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に移りました。

委員より、現在の町の介護保険状況はどうか。介護支援課より、要介護認定者が増加し、新施設の入所も増加をしていて当初見込みより多くなった。予算編成時の予想より要介護認定者が増加したことにより補正を必要とするものである。

9時34分、議第104号の質疑を終了し、議第105号、平成25年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入りました。

委員より、後期高齢者保険と国民健康保険が一緒になる方向だと聞くが、どうなのか。住民課より、社会保障制度改革国民会議で検討され、8月に報告書が出された。国会において、そのプログラム法案が通過したところである。前政権では、後期高齢者医療制度は廃止の方向であったが、現政権では安定している状況とのことで今後も継続する方向で進められている。国民健康保険は、都道府県化が進められ、県が保険者となり事業を行うことで、平成29年度から実施する方向である。実施に

あたっては保険料や保健事業等の問題があり、町と県との役割についても今後の議論が必要となる。

議第105号を終了し、議第106号、平成25年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑に入りました。

委員より、水道事業会計の今後の見通しはどうか。県下で一番高いというイメージを払拭する施策が必要と思うがどうか。町長より、地形的な問題もあって県下で1番というイメージになっているが、議会も含めて原水の単価引き下げに努力をいただいている。今後も多方面での努力をする中で、県下トップという状況を脱却したいと考えている。状況を見極め、経営努力もし、引き下げができるよう進めていく。しかし、企業会計であることからすぐに抜本的に変わるのではなく、状況を見ながら努力をしていく。

委員より、言い続けてきた水道料金の値下げがようやく実現した。今後もさまざまな場面で住んでよかったと思われるまちづくりを願う。町長より、水道や子育て・介護等、諸問題がある中、トータルで日野町のことを考え、その世代ごとにニーズを考えてもらい、それぞれの分野で取り組みを進めていく。

以上、全ての案件の質疑を終了し、討論に入りましたが反対討論なく、議第88号ほか8件の一括採決を行い、全員起立により議案が通り、可決するものと決しました。

9時50分、ここで町長の挨拶をいただき、休憩に入りました。

10時より、委員全員の出席のほか、執行側より西沢介護支援課長、中野介護支援課長補佐、福田介護支援課主任の出席をいただき、介護保険制度の見直しに関する意見書についてをテーマに、委員会を再開しました。

まず、介護保険制度改革の審議状況について介護支援課長から説明を受けました。それに伴う質問が各委員より出されたのち、意見書を提出の是非を問う採決の結果、全員賛成で、意見書を議会として提出することに決まりました。意見書の内容については、3案が討議されましたが、最終的に委員長に一任し、原案を作成することとなりました。また、提出先については内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長とすることに決まりました。

以上、11時に委員会を終了いたしました。

以上、厚生常任委員会の報告は終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 10番、東 正幸君。

**10番（東 正幸君）** それでは、平成25年日野町議会第9回定例議会予算特別委員会の委員長報告をいたします。

委員会は去る12月13日金曜日午前8時56分より第2委員会で開会しました。出席者は委員11名と杉浦議長であります。執行側より藤澤町長、平尾副町長、奥村教育

長、池内総務課長ほか各課関係課長、参事、専門員、主任であります。

開会挨拶の後、町長、議会議長より挨拶を受け、今回の委員会への付託案件は議第100号、平成25年度日野町一般会計補正予算（第5号）を議題として、審査を行いました。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正のうち、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、第1款・議会費、第2款・総務費、第3款・民生費、第4款・衛生費、第9款・消防費およびこれに伴う特定財源ならびに第2条、債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正について担当課長から説明を受け、まず、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、第1款・議会費、第2款・総務費、第9款・消防費ならびに第2条、債務負担行為の補正および第3条地方債の補正についての質疑に入りました。

委員より、広報ひの印刷業務の債務負担行為について、4月からの消費税についてどう扱うのか。答弁として、広報の印刷業務については、レイアウト技術や構成等を含めた内容での業務を、プロポーザルにて提案をいただくこととしている。業務委託は平成26年、27年の2年間を想定していて、見積り徴収時に消費税8パーセントで徴収したいと考えている。

委員より、住民票等が休日でも発行できることとなったが、その発行状況はどうか。また、人件費の増はあるのか。答弁として、10月1日よりスタートして現在まで7件を処理している。基本的に勤務時間中に受付をして日直業務にて渡すことから、人件費等の新たな経費はかからない。

続いて、第3款・民生費および第4款・衛生費について質疑に入り、委員より、民生費の地域子育て支援事業において1,000万円の補正があるが、これはサーバーおよび端末機等の機器整備費とのことであるが、新システム導入に伴う職員の負担はどうか。答弁として、新システムは、申請の内容により3種に分類する必要があることから、それぞれ認定するための業務が増える。また、保育所の状況等新たに入力が必要となりその入力作業が増える。これらは、国からの指定によるものであり、現状の業務よりも事務量は増えると思われるが、実務については平成26年度からの実施となる。

9時48分、ここで説明員の交代のため暫時休憩に入り、10時より再開しました。執行側より、藤澤町長、平尾副町長、奥村教育長、岡教育次長ほか各課関係課長、参事、補佐、主任であります。

第5款・労働費、第6款・農林水産業費、第7款・商工費、第8款・土木費、第10款・教育費およびこれに伴う特定財源ならびに第2条、債務負担行為の補正および第3条、地方債について各担当課長から説明を受け、まず第5款・労働費、第6款・農林水産業費、第7款・商工費ならびに第2条、債務負担行為の補正についての質疑に入り、委員より、元気臨時交付金について、国庫補助金プラス起債、起債

のみ、町単独の3種類があるが、今回の補正で上がっているグリム冒険の森は県の補助金が294万円ある。充当の方法についてのルールはどうか。また、滋賀中央森林組合の構成内容を再度確認したい。答弁として、元気臨時交付金は、国の緊急対策であり国の補助金の残金である地方の財政負担に対して8割が交付される。その使途については、国の補助制度で国の負担割合が決まったものには元気臨時交付金は充当できない。負担割合が決まっていないものには臨時交付金を充当できる。それ以外のものは、起債の借入ができる町単独事業に充当している。

委員より、地方債の定めがあるものには地方債を充当し、地方債が借りられないものには元気交付金を充てるとのことなのか。基本的に元気交付金は何にでも使えるわけではないということなのか。答弁として、グリムの事業については、国の制度で2分の1補助と決まっているので残には充当できない。幼稚園・中学校のエアコン整備は法定補助率がないものとして交付金を充当することができるとされているので、地方債を取りやめることも含めて充当することとした。

委員より、地方債を借りたが、取りやめて元気交付金を充当したということになるのか。答弁として、資料の中でお示しした国県支出金・地方債・その他・一般財源は従前の財源を記載しており、今回はそのうち地方債および一般財源の部分に交付金を振りかえて充当することとしている。また、滋賀中央森林組合員の構成は、日野森林組合が648名、甲賀市信楽森林組合が1,087名、甲賀森林組合が4,670名となっている。

委員より、グリムのそうめん流し棟とドラム缶風呂棟は以前より指摘してきたが、建築確認を経て整備するのはよいが、なぜ町がするのか。答弁として、現在熊野ワークスに指定管理を委託しているが、確認申請等を含め、町がしっかりと管理をしていく必要があること。また、木材利用による補助事業により整備を行うことから、町が執行した。

委員より、グリムで整備する施設の利用状況はどうか。また、整備する位置は変わるのか。答弁として、施設の利用状況は、平成24年4月から平成25年3月まででそうめん流しは2,810人、ドラム缶風呂は239人であり、整備する位置については、敷地外にあったものを敷地内にて整備をする。今回の整備により利用者は増えるの見込んでおり、新たな場所で建設することになる。

委員より、特産農産物のハウス2棟分の補助について、どういうものに補助したのか。答弁として、イチゴと葉物野菜（ハウレンソウ）に補助をした。

委員より、給食の地産地消につながり重要と考える。今後どのように展開していくのか。答弁として、今後はキャベツ等葉物野菜等も対象としていく予定である。

次に、第8款・土木費、第10款・教育費ならびに第2条、債務負担行為の補正および第3条、地方債の補正について質疑に入り、委員より、今回の文化財の災害復

旧について伺いたい。答弁として、今回の対象は、日野商人館にて被災した塀等の復旧にかかるものである。

委員より、電気代が上がっているが、全体的にどうなのか。答弁として、約1.2倍程度で計上している。幼稚園はエアコン整備が完了したことから、1.5倍程度としている。小学校については灯油の分を、中学校については空調機がガスであることから、ガスプラス電気代として計上している。また、全体的に新たに再生可能エネルギー発電促進賦課金として平成24年7月から0.22円の加算がされてきて、本年5月からは、0.35円の単価の上乗せがあった。

委員より、学力テストの結果公表について、文科省のアンケートでは検討中が多いが、滋賀県および町の考え方はどうか。答弁として、これまでは公表しないとしていたが、公表に向けた動きがある。町としては、公表することが真に子どもたちのためになるのかということから、公表はしていない。また、公表しないと考えている。県教委においても、同じ考えである。公表の意味については、いろいろな考え方があつち中、すぐれている点、劣っている点については公表し、地域で対応を考えるべきであると思うが、数値についての公表は必要ないと考える。学力テストの実施は、基本的には今後の対応のための調査であると認識している。

委員より、地方債の現在高ならびに今後の見通しについて、地方債の現在高が増加しているが、どうとらまえているのか。答弁として、町の地方債現在高は、24年度末で比較すると25年度末の見込額は約12億円増加している。これは24年度の国の経済対策のための補正予算により、公共事業に対する有利な地方債を活用することにより増えていることとあわせて、今回の補正でも提案している臨時財政対策の増加によるものである。今回の補正では1億2,750万円増の5億8,750万円の起債となる。臨時財政対策債は、平成13年度に創設され100パーセント交付税措置されているが、累計では40億円を超え町の現在高の約半分となつてきている。このような中で今回の補正予算では、国の元気臨時交付金の充当により交付税措置のない地方債1億5,000万円を廃止するよう提案しており、今後におきましてもできる限り地方債に頼らない健全な財政運営に努めていきたいと考えている。

以上で質疑を終了し、11時12分、討論に入り、討論なく採決に入り、町長提案どおり可決決定することに賛成の委員の起立を求め、全員起立であります。よつて、議第100号、平成25年度日野町一般会計補正予算（第5号）については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審議は終了し、町長の挨拶を受け、11時15分閉会をしました。

以上で平成25年日野町議会第9回定例議会予算特別委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

学校給食問題検討特別委員長 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 平成25年第9回定例会学校給食問題検討特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月17日午前8時57分より第2委員会室において学校給食問題検討特別委員会を開催いたしました。入院加療中のため委員1名欠席となり、議長は所用のため欠席をされました。出席者は委員6名と、執行側より藤澤町長ならびに奥村教育長、以下関係職員の出席のもと、町長より挨拶をいただき、執行側より地産地消について平成24年、25年度の学校給食地場産物使用調査結果ならびに平成24年度給食食材年間使用量の報告を受け、給食の残食量調査結果についても説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、残食については、中学校と小学校では5倍の差があると聞いている。また、女子が食べない状況も聞く。体をつくる大切な時である。中学校は食育の指導ができていないのか。ランチルームの活用ができていないのではないかと。せっかくつくったのに宝の持ち腐れになる。教員の研修でも実施したらどうかとの質問があり、食の重要性を認識させるのも食育であるとの思いから、女子の残食等の課題についても取り組む予定である。今まで学校給食の安定した実施を重要視し、食育活動でランチルームを使えなかった状況ですが、ランチルームの活用については学校と調整し、まず教職員の食育を中心とした研修を進めたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、給食時間にいない生徒が2年、3年生にいと聞く。食育以前の指導も必要ではないかとの質問に対して、生徒指導が重要です。家庭が基本であり保護者と学校と連携し対処しているとの答弁がありました。

委員より、残食について、1年生は少ないようだが、学年別の調査は実施しているのか。おいしく食べられる工夫は行っているのかとの質問に対して、残食調査は全体的な把握です。今後は分析等も必要かと考えるとの答弁があり、また委員より、残菜について、他の中学校はどうか。地産地消についてはもっと活用できる材料があるのではないかと。質問に、周辺市町の残菜量は把握できていない。地産地消については、野菜専門農家等がないので難しい面もある。今年度から農林課と連携して、キャベツ栽培をモデル的に取り組んでいただいている。今後、農家の方と意見交換を重ねていく予定である。調理する側も地場産品に対応できるようにしていく必要があるとの答弁がありました。

委員より、滋賀県内産では幅が広くて分からない。もっと地元で調達を進めてほしい。6月より11月の活用量が高いことについてはどうかとの質問に、6月は雨の時期でハウスものになる時期であり、生産される野菜の種類が極端に少ない状況で

あるとの答弁がありました。

また委員より、小学校は給食時に今日の献立等について放送しているが、中学校でもできないのか。また、量の検討はできないのかとの質問に、放送は小学校で実施しているが、中学校では放送は行っていない。今後はランチルームを活用して1学年ずつでも食育に関する指導を含めた給食をしたい。基準量の情報提供は不可欠である。このようなことも運営協議会で議論してはと考えるとの答弁がありました。

委員より、有害物質・アレルギー対策も充実してほしいとの意見もありました。

ほかに質疑・意見なく、閉会にあたり町長より挨拶をいただき、午前9時55分、閉会いたしました。

また、閉会后、今年度購入された給食運搬車を見学させていただき、午前10時15分、終了いたしました。

以上で、学校給食問題検討特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、企業誘致・幹線道路整備特別委員長 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** それでは、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月17日午後2時より第2委員会室において企業誘致・幹線道路整備特別委員会を開催。出席者は委員7名と、執行側より藤澤町長をはじめ担当課職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、前委員会以降の経過報告を外池商工観光課参事、岸村建設課長らから資料に基づき報告を受け、直ちに意見交換に入りました。

委員より、日野高校生の就職希望は毎年60人から70人程度あるが、現時点での就職内定状況はどうか。名神名阪連絡道路の進め方について県道土山蒲生近江八幡線の整備と分ける町の方針を持ち、11月21日に県へその意向を示されたが、どういう状況であったか。建設計画課長より、名神名阪連絡道と主要幹線道である県道土山蒲生近江八幡線がセットで考えられ、県道の話の方が進みづらくなると困るので、分離した形でして欲しいと伝えた。当然、名神名阪連絡道路を無視することは一切なく、早期に道路の整備手法を決めてもらいたい。そのためには、調査区間から整備区間に上げてもらうことが必要であり、町としても協力していきたいと伝えた。町としてはどちらも大事だが、状況では県道を進めることが一番大事だと思っていることを伝えてきた。県の対応としては、事業として別だが法線上で道路と重なり、難しいところがあるが、県道としての費用対効果を理由付けし、地域・町の課題を整理して要望することが早期事業化にとって必要とのことであった。商工観光課長より、日野高校の就職内定状況は、男子で24人中23人の96パーセント、女子で30人中24人の80パーセントとなっている。

委員より、内定の内、日野町内企業はどれだけか。商工観光課長より、詳細の把握はしていない。

委員より、今年度は内定率がよいようだ。次に、日野徳原線（内池バイパス）の先線となる307号までの接続、猫田集落の裏側はどういうルートか。日野川沿いか。考えがあれば聞きたい。建設計画課長より、昨年度の県道路整備アクションプログラムでは、今日提示図面の法線から真っすぐ延長し、県道日野徳原線のバイパスとして別所低温倉庫へ接続するようになっている。町としては、それでよいかどうかを、まず現計画道路の整備をする中で検討をしていきたい。

委員より、図面提示の延長は何メートルになるのか。建設計画課長より、県道土山蒲生近江八幡線で5.7 km、県道日野徳原線（内池バイパス）で約1 km、町道西大路鎌掛線で約3 km、県道西明寺安部居線で約3 kmです。

委員より、第2工業団地企業協議会へ町が出席しているが、町への要望行動等はないのか。先の一般質問では、工業団地からの要望があることから聞いたので聞きたい。商工観光課参事より、舗装の話については昨年度から聞いており、建設計画課で町道の傷み等を調査し、計画的に補修、改修していただけるということで建設計画課へ伝え、いつごろからできるのかを役員会で報告している。現在、工業団地では団地内の街灯が69灯あり電気代節減のため、LED化を検討されており、助成金の活用等を協議している。また、毎年夏には企業懇談会をし、町長も出席する中でいろいろ聞かせていただいております、対応できることはすぐしていくことで連携している。

委員より、いくつかの要望があるということで大事にしてほしい。企業誘致だけでなく、現にある企業を大事にしてほしい。道路の位置づけについて、団地内全てであればよいが、そこまでではなく、工業団地の玄関となるところだけは何とかなしてほしいとの要望を受けたので検討願いたい。建設計画課長より、道路舗装の復旧については、今年度において、国の交付金によりたわみや亀の甲の状況など路面性状調査をし、国の交付金により舗装復旧を考えている。道路補修の補助は今までなかったが、交通安全や防災の観点で国から出るようになった。調査により整備計画を立て、これに基づき傷みのひどいところから計画的に着手する。

委員より、第1工業団地でも第2工業団地企業協議会と同様の会議機会はありますか。商工観光課参事より、第1工業団地では11社が加盟の協議会がある。定期的な役員会はなく、出席要請はないが、会長が取りまとめて要望され、町からは依頼事項があれば役員会を通じてお願いしており、連絡がとれる体制はしています。

委員より、企業との接触をしっかりとっていただきたい。

他の委員より、第2工業団地、寺尻工業団地などの残地について、企業の引き合いは前回の委員会以降にあるのか。商工観光課参事より、第2工業団地の国道沿いで1社、寺尻工業団地も1社あったが、前に進む状況ではない。県のホームページをみて問い合わせを受けた。

委員より、平和堂、ナフコの大規模小売店舗開業について、ナフコの3月開店に変更はないのか。商工観光課長より、ナフコは、大規模小売店舗法による届出・縦覧が行なわれており、8月に説明会があり3月開店で説明がされた。10月18日に町から出した意見のみの状況で、県への問い合わせの結果、1月29日の大規模小売店舗法審査会で特に意見がなければ県承認となる。ナフコからの工期延長等の報告はなく、現時点で3月開店と理解している。

委員より、県道日野徳原線と別所信号に接続していくということだが、それは町の考え方か。建設計画課長より、県としては、先線を町道接続することはできないので、県道に接続せざるを得ずとの県の考え方によるもので、町としては考えていない。

委員より、県が示したルートはあるのか。建設計画課長より、線だけであり、測量して描いた図ではない。その後、県道路整備アクションプログラムのパンフを提示して回覧していただきました。

委員長より、地元の猫田の方は、字内を通る道が狭く、舗装が傷むのでかなり期待されているが、地元説明はどのくらいされているのか。建設計画課長より、県道日野徳原線（内池バイパス）は、所有者まで説明に行っているが、猫田は行っていない。猫田からは、集落内がかなり危険であり厳しい要望をもらっている。県も猫田についてはバイパスが必要との認識をしており、アクションプログラムに入れたが、工事をいつにするという状況ではない。まずは、1工区として内池バイパスを進め、その後の協議となる。

委員より、町としてこうしたいと図面を示し、県に言う必要はないか。建設計画課長より、必要だと思うが、まずは内池バイパスにかかってもらい、次にどうするかという話が必要で、まだかかってもらってない段階での次の話は難しい。

委員より、10月18日の大規模小売店舗法意見書の内容を聞きたい。商工観光課長より、2点にまとめ町から県へ提出し、平和堂から県への回答内容が、10月31日に事前に町へ示された。1、平和堂、ナフコが3月同時開店となることから、道路が混雑し、さらに来客が経路の認知不足により混乱しないようにすることの意見に対し、平和堂からは、事前に経路周知チラシや交通整理員の適切な配置を行なう。2、廃棄物のリサイクル推進に対しては適切に処理を図るとの回答がありました。意見については、12月27日までの期間で、町で縦覧できるが、現時点では県への個人からの意見はないようで、今後、1月29日に審議会で答申される予定です。

委員より、交通渋滞が懸念されるが、開店しないと分からないことも多いことから、回答のみでよしとせず、開店後も交通安全要望をしていく必要があるので要望しておく。

委員より、道路に100億円超えるようなお金が要るが本当に必要なのか、今いる者

がいなくなり、若い人への負担を残すことにはならないか。草刈り、税負担の増、道路補修等、ここにいる者が真剣に考えるべきだ。平和堂の工事中だが、出雲川の管理道路沿いに擁壁ができ、河川敷の空地が広がった。地域として、後の管理に危惧している。地権者は喜んでいるが、地域としては困っている。一度見に行ってほしい。道路を含めて、本当に必要かどうか、20年、30年先も考えてほしい。そのためにもまず現場を見てほしい。

委員より、地域では、河川掃除など皆が奉仕精神でやっている。

委員より、それを、若い人に負担をかけてよいのか悪いのか判断してほしい。地域で管理できないと、平和堂来店者からも目立つことになり、地元が問われると思うと喜んでられない。

以上で意見交換を打ち切り、午後3時2分、町長の閉会の挨拶をいただき、委員会を閉会しました。

これをもちまして、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもって、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、平山敏夫君。

**12番（平山敏夫君）** 請願第9号、T P P交渉から撤退を求める請願について、委員長報告不採択に反対、原案賛成の立場で討論を行います。

平成22年11月22日に出された請願第12号、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する請願、これについては、紹介議員は荒川前議員、西澤議員、川原前議員であり、同年12月3日に出された請願第13号、T P Pの参加に反対する請願、紹介議員は東議員、對中議員が出された請願は、両方採択され、意見書が各担当大臣に提出されました。また、平成24年、2月17日に出された請願第3号、環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書提出を求める請願、紹介議員は西澤議員、富田議員が出された請願は採択され、全員賛成で意見書が提出されました。提出者は東議員で、賛成者は村島、斎藤、富田、高橋、對中議員であります。

意見に書かれている記のところを読みます。

1、T P Pによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したT P P交渉への参加方針は、即時に撤回すること。2、我が国の食料保障の観点から、必要な関税による国産農畜産品の保護や、誰もが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度、仕組みを堅持する方針を明確にすること、と提出されました。国は国民に情報開示することなく推し進めていることは平成24年3月と何も変わっておらず、T P P交渉参加により悪くなっているとしか言えません。また、日野町の農畜産業の現況を見て、農業従事者の高齢化、後継者不足、各地区地域においても大変な状況であることは明白であります。地方の苦しみ、現状を知っている地方議会、議員が何も行動を起こさなければ、議会不信にもなり、住民は誰に何を託し、期待し、この町に住み、何を守るのですか。私には理解できません。地域住民の苦しみ、現状を今一度考え、請願を採択し、意見書を提出して地方議会の役割を果たすべきだと思います。以上のことから、委員長報告の不採択に反対し、原案賛成の討論とします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第87号から議第107号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか20件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第87号から議第107号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか20件）については原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第87号から議第107号まで（東近江行政組合の共同処理する事務および規約の変更についてほか20件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第9号、T P P交渉から撤退を求める請願についてを採決いたします。本請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、原案について採決いたします。請願第9号、T P P交渉から撤退を求める請願については、原案

のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 少 数 一

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第9号、T P P交渉から撤退を求める請願については不採択と決しました。

日程第2 議第110号から日程第3 議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）について一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 日程第2 議第110号、日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員の不祥事等に対する管理監督責任等として、私の給料について、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヵ月間、日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例により減額となっています現在の給料月額から10パーセント相当額を減額しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて日程第3 議第111号、平成25年度日野町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、第1条のとおり日野町一般会計予算総額に、歳入歳出それぞれ5,397万5,000円を追加し、予算の総額を94億1,862万9,000円とするものでございます。今回の補正は、台風18号により被災した共同墓地の復旧に関するものおよび旧正野薬店包装場の復原工事に要する経費を計上させていただくものでございます。4ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。6、7ページの歳入でございますが、県支出金では農林水産業費県補助金として、木造公共施設等整備事業費補助金を増額補正しております。また、繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

8、9ページの歳出でございますが、衛生費の環境衛生費で、先の台風18号により被災しました中山地先にあります崩ヶ谷墓地の復旧工事に係る補助金を、新規に計上しております。

また、教育費では、文化財保護費の文化財保存事業で、県補助金を活用し、旧正野薬店包装場の復原工事に係る経費を新規に計上しております。旧正野薬店包装場につきましては、日野町の伝統産業である薬業の歴史を紹介できる資料館として活用できるよう、工事を実施するものでございます。

以上、平成25年度一般会計補正予算（第6号）の提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますの

で、議員の方は第2委員会室にお集まりいただきます。暫時休憩をいたしますが、全員協議会の開会は11時15分から開会いたします。

－休憩 11時02分－

－再開 12時19分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第110号から日程第3 議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** それでは、全協がございましていろいろ審議がありまして、その中で1つ思ったことと申しますか、議長の方から出ていまして、町の職員の不祥事また正野薬店の包装場問題、その辺の関連で町長が減俸処分ということで10パーセント3ヵ月、その話も聞いておりましたけど、その辺の積算基準をということでどのように割り振りを思っておられるか、その話が出てたんですけど、私もやはりそれはしっかりと町長の決意のほどというか、どのようなふうに使われているか。ただ、他町やら見ても大変高額な減俸とかあるんですけど、それは金額じゃなくてやはりその辺の気持ちというか、これに対してこういうふうに使っているとかがその辺はしっかりとまだ聞いていませんので、その辺よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 今回、私の給与について、10パーセント削減3ヵ月というものを提案させていただいたところでございます。このことにつきましては、12月11日の全員協議会においてもご説明申し上げたところでございますけれども、旧正野薬店包装場について、町行政の組織全体が当時文化財保護に対する認識が非常に甘かったことが原因であると、こういうことで私にも管理監督責任があると認識しておると、こういうようなことを申し上げたところでございます。あわせて、住民課が事務局を担当しておりました関係団体の会計処理についての不適切な処理についても、私に管理監督責任があると認識しております。こういうふうに述べさせていただきました。あわせて、特別警報周知問題、介護支援課職員の不祥事が相次いだことから、現在の報酬の10パーセント削減3ヵ月を提案させていただきたいと、こういうご説明を申し上げたところでございまして、旧正野薬店の包装場の問題についても管理監督責任を認識しておりますし、住民課の不適切な処理についても管理監督責任を認識しております。あわせて、今申し上げましたように、特別警報の問題や、介護支援課の職員の不祥事などが相次いだということなどを総

合的に判断し、さらに、日野町におけるこれまでの町長の報酬削減の状況なども参考にさせていただきながら、このような首長の報酬削減が頻繁に行われるというようなことはあってはならないことをごさいますして、日野町でそんなにたくさんあるわけではごさいますませんが、そうした事例も考慮しながら総合的に判断をし、こうした10パーセント削減3ヵ月というふうに提案させていただいたところをごさいますして、いずれの課題についても町民の皆さんには大変申しわけなかったことであると、こういうことを認識しておりますので、今回、提案させていただいておるところをごさいます。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** では、よく分かりましたので、最後1つだけよろしくお願ひしたいと思ひますけど、正野薬店の包装場の件で、言われたように職員のいろんな確認判断、そういう等での失態を思ひて減俸なのか、後は町長の最終判断としてのミスだったと、その辺の認識はどうですか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** これも先ほど申し上げましたように、旧正野薬店の包装場のこの問題につきましても、当時の町行政の組織全体が文化財保護に対する認識が非常に甘かったことが原因であると、このように申し上げておるところをごさいます。具体的にこれを施行いたしました所管は教育委員会の当時の文化振興課でございますし、本来文化財の観点からチェックをすべきは社会教育課であったということをごさいます。そういう意味では、そうした教育委員会部局におけるチェック機能が、基本的には第一義的に甘かったと。しかしながら、町で予算の、平成16年に建設をするという予算の議論や、これまでの包装場などを文化財登録してきた長年の経過の中でこの包装場に対する対応も含めて、当時の町行政全体の文化財に対する認識が非常に甘かったと思ひておりますので、直接的には教育委員会部局において実施されたことをごさいます。教育委員会だけの責任ではなくて当時の町行政全体のチェック機能が甘かったということで、私にも管理監督責任があるとこのように認識をいたしておるところをごさいます。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** こういうことですので、一般の方は、我々にもしつこくどういうことやったんかということは必ず聞いてこられると思ひますし、町長もいろんな広報、出されているのありますけれど、この辺の正野薬店なんかの失態いうのを町の方も必ず、我々にも事細かに聞こうとされますので、その辺、町長としても弁明と申ひますか説明をされるような気持ちはございますか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 今も申しあげましたように、当時の町行政全体の組織的な甘さ

が私を含んで当然あったことをごさいますので、町として総務常任委員会でも、確か西澤議員から町民の皆さんにしっかり説明すべきだと、こういうようなお話もありましたことから、町の広報なども含めて経過も説明をさせていただくということも必要なのかなと、このように思っております。

**1番（村島茂男君）** ひとつ、きちっとした、住民が納得できるように、町長からも一言何かコメントがしてもらえたらありがたいかなと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、西澤正治君。

**9番（西澤正治君）** ただいま村島議員が質問されましたように、私も会派の代表ということでございますので、ちょっと1問お願いしたいとこのように思います。

ただいま、今の全協で事細かく聞かしていただきました。それぞれ、今までの経過説明を広報ひのできちっと載せるということをお願いしておりますので、この広報にやはり、この今までの経過と先ほど町長も言われましたように文化財に対する甘さがあったといわれましたので、やっぱりここらへんのことをお詫びと説明というんですか、そこらはきちっと載せていただきたいなとこのように思います。我々議員にも、今まで置いといたということを知りつつも、私ですと3期目に入っておりますので、これも置いといたということで、議員の責任にもなります。一般財源から2,500万という大変なお金を支出させていただきますので、やはりこれはきちっと広報に載せていただけるお約束をお願いしたいなとこのように思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 西澤議員、前の総務常任委員会でもそういうお話をされておられましたし、今、分かりやすく説明をせよということでございますので、そのところはこういう経過の中でこういう問題もあってこういう形で進めていきますということを教育委員会所管の中でしっかりと議論をして、町民の皆さんに分かりやすい表現のもとで掲載をしていくようにさせてもらいたいなとこのように思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、西澤正治君。

**9番（西澤正治君）** 補正予算で議会最終日にこのように上げてもらいました。していかんなんということは、私らも重々わかっておるわけでございます。今、答弁をいただけなかったら継続審査も致し方ないのかなというようなことも、かなりきついことを言われておりますので、私の責任も感じていただきたいなと、このように思いますので、ひとつよろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

—な —し—

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第110号から日程第3 議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。日程第2 議第110号から日程第3 議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第110号から議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第110号から議第111号まで（日野町職員および特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 決議案第3号、2014年介護保険制度改革に向けた意見書決議についてを議題といたします。決議案の内容についてはお手元に印刷・配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員長 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** それでは、決議案第3号 2014年介護保険制度改革に向けた意見書について、読み上げて提出案といたします。

平成12年に開始した介護保険制度は、その後の社会の状況や高齢者等の増加に伴い様々な改正が行われ、高齢者やその家族が「介護が必要となった場合、誰もが安心してサービスを受けられる」制度として定着し、その役割は益々大きくなっています。今回の制度改正は、全国約150万人の要支援者を介護保険給付から切り離し、

特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定、また一定以上の所得のある利用者の利用負担を現行1割から2割に引き上げるなどの改正をされようとしています。こうした制度改革が行なわれれば、多くの高齢者が必要なサービスを受けられず、サービスや費用負担に市町村格差が生じることが懸念されます。よって、下記事項について強く要望いたします。

1、要支援者を介護保険から切り離すことは、市町村格差が生じることからも再考を図ること。2、特別養護老人ホームへの入所については、今回の改正で要介護3以上とされようとしています。軽度者に対してそれぞれの実態を十分に考慮し、厳しい入所制限とならないこと。3、利用者負担の引き上げは、利用の減少につながることから慎重な対応をされること。4、今後の議論においても、利用者、介護従事者など現場の実態と要望を十分反映したものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたいと思っておりますので、議員各位の賛同をお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号 2014年介護保険制度改革に向けた意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第3号 2014年介護保険制度改革に向けた意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。本意見書決議は日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧

表のとおり議員を派遣することといたしたいと思います。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣されました議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からは、お手元へ印刷・配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会ならびに学校給食問題検討特別委員会および企業誘致・幹線道路整備特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもって本日の会議を閉じたいと思います。

町長挨拶。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、人事案件をはじめ条例の制定および改正案、平成25年度一般会計補正予算案、各特別会計補正予算案などにつきまして慎重審議を賜り、全議案、原案どおり可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、平成24年度の各会計決算につきましても認定をいただき、ありがとうございました。

また、本日提案いたしました補正予算につきましては、特に旧正野薬店の包装場の再建予算でございますが、これをお認めいただき大変ありがたく思っております。いただきましたいろいろなご意見をもとに、円滑に事業を進めてまいりたいとこのように考えております。この旧正野薬店包装場につきましては、平成8年に購入し、平成11年に登録文化財としたところでございます。登録した段階、3点セットとい

うことで登録をいたし、これを保存し活用していくと、こういう意思決定がされたところでございましたけれども、今日まで、先ほども申し上げましたけれども、町行政全体の中で文化財に対する認識の甘さゆえ十分な対応が図れず、再建が今日にまで延びたことについても、さらにまた解体等の手続等についても問題があったとこのように認識をしております、こうしたことを肝に銘じながら今後の町の文化財行政、さらには旧正野薬店包装場の活用についてしっかりと取り組んでいく必要があるだろうと、このように痛感をいたしておるところでございます。今議会の中で一般質問ならびに各委員会審議でいろいろとご提言、ご意見を頂戴いたしたところでございます、今後の町政運営や政策の推進にあたって大事な示唆をいただいたものと考えておるところでございます。

さて、安倍政権が発足して1年が経過をいたしました。TPP交渉は年内妥結ということではなく継続をすることとなったわけでございます。あわせて特定秘密保護法案の問題も大変大きな関心事であり、今後も注視する必要があるだろうとこのように思っております。特に、この12月会期末に可決されました特定秘密保護法案については、成立後も全国各地で懸念を表明する動きが継続しているところでございます。あわせて武器輸出3原則の見直しや専守防衛の見直しなどがいろいろ取り沙汰されている中で、大変国民の皆さんが心配もされているところであるというふうに思っております。戦前回帰ということにならないように、しっかりと見ていく必要があるだろうというふうに思っております。

さて、恒例の今年を代表する漢字に「輪」が選ばれました。「輪」には、大勢の人が1つになって、円滑に回転していくという意味があるようでございます。みんなが支え合って、東日本大震災からの復興などに力を合わせるとともに、今後も優しく温かい社会を築くために人と人のつながりを大切にしていける必要があるだろうとこのように思っております。

今年も残すところわずかになってまいりました。数々の事業の実施にあたり、議員各位はもとより多くの町民の皆さんのご支援とご協力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

議員の皆さま方におかれましては、健康にご留意をいただき、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますことを心からお祈り申し上げますとともに、来る平成26年が安らかなよい年になりますことを祈念いたしまして、12月議会閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る12月2日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本年も余すところわずかとなりました。一段と寒さが増してまいりますが、お体には十分ご自愛をいただきながら、平成26年の輝かしい新春をご家族おそろいでお

迎えになられますことを心からご祈念申し上げ、これをもちまして平成25年第9回  
日野町議会定例会を閉会いたしたいと思ひます。

一同起立。礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦勞さまでございました。

— 閉会 12時42分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 齋藤 光弘

署名議員 東 正幸